

田辺すみれホーム
(介護予防) 共用型認知症対応型通所介護

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人研医会田辺中央病院が設置する田辺すみれホーム共用型認知症対応型通所介護（以下「事業所」という。）において実施する（介護予防）共用型認知症対応型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、（介護予防）共用型認知症通所介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な（介護予防）共用型認知症対応型通所介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 共用型認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び昨日訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

介護予防共用型認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。
- 5 (介護予防) 共用型認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

6 前5項のほか、田辺市が定める基準及び関係法令を遵守して事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 (介護予防) 共用型認知症対応型通所介護の提供に当たっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 田辺すみれホーム
- (2) 所在地 和歌山県田辺市新庄町田鶴 1739 番 22

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 ユニット 1 名 (認知症対応型共同生活介護管理者・介護従業者兼務)
2 ユニット 1 名 (認知症対応型共同生活介護管理者・介護従業者兼務)

管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている(介護予防)共用型認知症対応型通所介護の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 介護従業者 1 ユニット 9 名
(常勤 9 名の内非常勤 2 名) (管理者・他ユニット従業員と兼務)

2 ユニット 9 名
(常勤 9 名) (管理者・他ユニット従業員と兼務)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時から午後 4 時 15 分までとする。
- (4) 延長サービス可能時間帯 対応なし

((介護予防) 共用型認知症対応型通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、6 名とする。

内訳 1 ユニット 3 名 2 ユニット 3 名

((介護予防) 共用型認知症対応型通所介護の内容)

第8条 （介護予防）共用型認知症対応型通所介護の内容は、次のものとする。

- （１）介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）
- （２）入浴サービス
- （３）給食サービス
- （４）生活指導（相談・援助等）
- （５）機能訓練
- （６）健康チェック
- （７）送迎サービス

（利用料等）

第9条 （介護予防）共用型認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の実施地域を越えて行う（介護予防）共用型認知症対応型通所介護の送迎を行った場合は、片道1,000円を徴収する。
- 3 食事の提供に要する費用については、昼食代400円、おやつ代50円を徴収する。
- 4 おむつ代については、実費を徴収する。
- 5 その他、（介護予防）共用型認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 6 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 （介護予防）共用型認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない（介護予防）共用型認知症対応型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した（介護予防）共用型認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、田辺市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は(介護予防)共用型認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、(介護予防)共用型認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する(介護予防)共用型認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する(介護予防)共用型認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、(介護予防)共用型認知症対応型通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した(介護予防)共用型認知症対応型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した（介護予防）共用型認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携など）

第18条 （介護予防）共用型認知症対応型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 （介護予防）共用型認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）共用型認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 （介護予防）共用型認知症対応型通所介護事業者は、前項も報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年12回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、(介護予防) 共用型認知症対応型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人研医会田辺中央病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防) 共用型認知症対応型通所介護事業者の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所の従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントの防止・対応)

第21条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から職場における各種ハラスメントを防止するために必要な処置を講ずる。

2 事業所は、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や、利用者、利用者の家族等が事業所の支持に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(身体拘束)

第22条 (介護予防) 共用型認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録等の整備や適正な

手続きにより身体等の拘束を行う。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 9 月 16 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 16 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。